

# 計量証明書

証明書番号 第1908-e03号

2019年8月27日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第660号

株式会社 環境総合科学

環境計量士(環第6407号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	浸透水	採取場所	浸透水採取口
採取日時	2019年 8月 2日 7時 55分 ~	年月日時分	
		水温	16℃

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
BOD(生物化学的酸素要求量)	6 mg/ℓ	JIS K 0102 21・32・3 (隔膜電極法)	

試料採取者

依頼者 (小山)

計量担当者

五十嵐 信之

# 計量証明書

証明書番号 第 1908-e201 号

2019 年 8 月 27 日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量証明事業登録 第 660 号

株式会社 環境総合科学

環境計量士(環第 6407 号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	地下水(上流)	採取場所	上流採取口
採取日時	2019 年 8 月 2 日 8 時 00 分 ~	気温	24 °C
	年 月 日 時 分	水温	15 °C

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.2	
シアン化合物	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 2	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 3	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0003 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 4	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3 ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 5	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 6	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 6	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	昭和 46 年環告第 59 号付表 8	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成 9 年環告第 10 号付表	

計量の結果における未満の表示は、定量下限値未満であることを示す。

試料採取者 依頼者(小山)

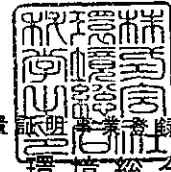
計量担当者 一関 政志

# 計量証明書

証明書番号 第1908-e202号

2019年8月27日

依頼者名 有限会社 かもめ商興 殿



濃度計量 証明書番号 第660号  
株式会社 環境総合科学  
環境計量士(環第6407号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	地下水(下流)	採取場所	下流採取口
採取日時	2019年8月2日7時40分 ~	年月日時分	
		気温	24℃
		水温	15℃

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 55.2	
シアン化合物	0.01 mg/l未満	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/l未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表2	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0003 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表4	
トリクロロエチレン	0.003 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表5	
シマジン	0.0003 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表6	
チオベンカルブ	0.002 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表6	
ベンゼン	0.001 mg/l未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/l未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/l未満	昭和46年環告第59号付表8	
クロロエチレン	0.002 mg/l未満	平成9年環告第10号付表	

計量の結果における未満の表示は、定量下限値未満であることを示す。

試料採取者 依頼者(小山)

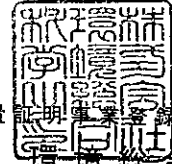
計量担当者 一関 政志

# 計量証明書

証明書番号 第1908-e203号

2019年8月27日

依頼者名            有限会社            かもめ商興            殿



濃度計量 証明書登録番号 第660号

株式会社            環境総合科学

環境計量士(環第6407号): 一関 政志



御依頼の試料に関する計量の結果を下記の通り証明します。

施設名	安定型処分場	天候	晴れ
計量対象分野名	浸透水	採取場所	浸透水採取口
採取日時	2019年 8月 2日 7時 55分	～	年 月 日 時 分
		気温	24℃
		水温	16℃

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 55.2	
シアン化合物	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0102 38.3	
鉛及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 54.1	
六価クロム化合物	0.005 mg/ℓ未満	JIS K 0102 65.2.2	
ひ素及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 61.2	
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表2	
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表3	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.0003 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表4	
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム	0.0006 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表5	
シマジン	0.0003 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表6	
チオベンカルブ	0.002 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表6	
ベンゼン	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物	0.001 mg/ℓ未満	JIS K 0102 67.2	
1,4-ジオキサン	0.005 mg/ℓ未満	昭和46年環告第59号付表8	
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ未満	平成9年環告第10号付表	

計量の結果における未満の表示は、定量下限値未満であることを示す。

試料採取者            依頼者(小山)

計量担当者            一関 政志